

スポーツ国際戦略について  
(答申)

平成 30 年8月6日  
スポーツ審議会

## 目次

はじめに	1
1. 「スポーツ国際戦略」を策定する意義	1
2. スポーツ国際戦略のビジョン	3
3. スポーツ国際戦略のミッション	5
4. スポーツ国際戦略のミッション達成に向けた対策の基本的な方向性	6
5. 具体的な施策に関する提言	8
参考資料	19

## はじめに

平成 29 年 3 月、「第 2 期スポーツ基本計画」が策定された。同年 7 月には、スポーツ庁長官から、第 2 期スポーツ基本計画の着実な実施に向けて、戦略的かつ効果的にスポーツの国際交流・協力を推進する方策について検討するよう、スポーツ審議会に対して諮問があった。

これを受け、スポーツ審議会では、スポーツ国際戦略部会を設置し、同年 10 月から計 6 回にわたり審議を重ねてきた。本部会は、国内スポーツ団体関係者はもちろんのこと、国際スポーツ団体、地方公共団体、大学、企業等の幅広い分野の関係者から構成され、我が国におけるまた世界におけるスポーツの価値を高めるため、幅広い視野に基づいて、今後の施策の基本的方向と具体的な方策について検討を行った。30 年 3 月には「スポーツ審議会スポーツ国際戦略部会中間まとめ」として審議の中間的なまとめを行った。

さらにその後も、スポーツの国際交流・協力を推進する具体的施策を中心に議論を深めてきたが、この度、成案を得るに至ったので、ここに答申するものである。

世界をフィールドとしてスポーツの価値を高めるためには、国とスポーツ関係団体、競技団体、また地方公共団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力することが重要である。本答申を踏まえ、政府のみならず、スポーツの国際交流・協力を携わる関係者により必要な取組が進められることを期待する。

## 1. 「スポーツ国際戦略」を策定する意義

本答申に基づくスポーツ国際戦略は、第 2 期スポーツ基本計画に基づいて、その中の基本方針の一つである「スポーツで世界とつながる」を実現するものとして、今後、スポーツの国際交流・協力に関して、関係機関と連携して、戦略的かつ具体的な施策の展開を促進するためのものである。

また、第 2 期スポーツ基本計画においては、スポーツに係る国際的動向を国内施策へ還元すること及び国内のスポーツに関する取組事例を国際社会へ紹介すること、つまり総称して「スポーツ国際展開」を実施することによって、「世界とつながる」ことを達成する旨が掲げられており、スポーツ国際戦略はこれに貢献するものである。

なお、第 2 期スポーツ基本計画においては、「スポーツ基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、あくまでもスポーツの主役は国民であり、また、国民に直接スポーツの機会を提供するスポーツ団体等である」こと及び「スポーツの価値は、国民や団体の活動を通じて実現されるものであり、第 2 期計画に掲げられた施策は、国や地方公共団体がこれらの活動を支援し、スポーツの価値が最大限発揮されるためのものである」ことが規定されており、今回のスポーツ国際戦略も、この基本方針に留意して実施されるべきものである。

我が国は、今後、ラグビーワールドカップ 2019 や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、数年間で多くの国際競技大会を控え、世界中からの注目を集めることとなる。これは、スポーツ分野での国際的プレゼンスを向上する上で、またとない絶好の機会となりうるものである。この絶好の機会を捉えて、後世により良いレガシーを残すことを想定

しつつ、2020年以降の長期的な視座に立ってスポーツ国際展開のビジョンと在り方を示し、この機会に各関係者が連携して戦略的な活動を行うことが必要である。

また、スポーツ国際展開を進めるに当たって、現在、スポーツ庁をはじめとした中央省庁や、スポーツ関係団体、競技団体、また地方公共団体等は、それぞれの目的に基づいて活動している状態にあるが、限られた人的資源・物的資源・金銭的資源の中で、効率的かつ効果的に成果を上げるためには、戦略的な関係機関間での連携が不可欠である。

その上で、一つの戦略の下で、それぞれの関係機関が自律的に活動するとともに相互に連携しながら活動することによって、国際的には、日本として一貫性のある施策を打ち出すことができ、国内的には、それぞれの取組の充実・拡大に寄与し、ひいては我が国のスポーツを通じた社会変革に貢献しうるものと考えられる。

これらが、スポーツ国際戦略を策定する意義・必要性として考えられる。

## 2. スポーツ国際戦略のビジョン

### (1) スポーツ国際戦略のビジョン

我が国は、人口減少期でありかつ少子高齢化社会の中で、高齢化社会における健康長寿、人口減少期における社会や地域における結びつきや個人の資質・能力の向上、成熟社会における経済振興及び地方活性化、国際社会におけるプレゼンス向上等の諸課題を抱えている。

これら諸課題の解決には様々な対策がありうるが、第2期スポーツ基本計画の「世界とつながる」というコンセプトにおいては、スポーツの力を活用して、「多様性を尊重する社会」、「持続可能で逆境に強い社会」及び「クリーンでフェアな社会」を実現することが提示されている。これら望ましい社会の達成に、スポーツの国際展開により貢献することが、スポーツ国際戦略のビジョンである。

なお、これら3つの方向性は、平成29年7月に開催されたユネスコの第6回体育・スポーツ担当大臣等国際会議（通称「MINEPS<sup>1</sup> VI」）において、各国のスポーツ大臣によって採択された、同会合の成果文書である「カザン行動計画」の3つの方向性とも合致している。

また、この3つのスポーツを通じた社会づくりの方向性の実現に関し、第2期スポーツ基本計画では、「全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い社会を作る」ことが掲げられている。

このため、今回のスポーツ国際戦略に基づくスポーツ国際展開においては、上記の3つのスポーツを通じた社会づくりの方向性の実現に向けて、人々の社会参画や社会的連帯を強化すること及び個々人の健康増進と能力開発等に貢献することの両面で貢献することを目指すこととしたい。特に、前者においては、例えば、諸外国で行うスポーツイベントに障害者や女性等がより多く参加できるような支援を行うことや、我が国で暮らす多様な国籍・人種の人々にスポーツ参加を促すことを通じて、共に暮らす社会への参画を進めることなどの「スポーツを通じて人々がつながること」に焦点を置いた活動が考えられる。

### (2) ビジョンの実施における基盤

上記(1)のビジョンの実施においては、その基盤として、全てのスポーツに参画する人々がスポーツの価値を享受できるように、スポーツ国際展開が行われるすべての場面・環境において、人権が保護されている状態である必要がある。そのためには、①スポーツが行われるすべての場面において安全性が確保されていること（\*暴力・体罰の防止、あらゆるタイプのハラスメントの防止及び事故等の防止の措置が取られていること）、②スポーツの運営・実施において公正性が確保されていること（\*ドーピングの防止、コンプライアンス違反の防止その他の措置が取られていること）、③スポーツの運営・実施において機会の平等性が確保されていること（\*スポーツ機会の平等、ジェンダー平等、障害者へのスポーツ機会の平等、スポーツ環境の平等等の措置が取られるよう取組が行われていること）が求められる。

---

<sup>1</sup> Conférence internationale des ministres et hauts fonctionnaires responsables de l'éducation physique et du sport ; ユネスコ体育・スポーツ担当大臣等国際会議

### (3) 短期的・中長期的な目標

以上を踏まえ、国際オリンピック委員会（以下、「IOC<sup>2</sup>」という。）のレガシーフレームワーク<sup>3</sup>に留意しつつ、2021年まで<sup>4</sup>の短期的な期間においては、第2期スポーツ基本計画に掲げるビジョンと施策の達成を図ることを目指すこととともに、2030年までの中長期的な期間においては、スポーツを通じて国際連合の「持続可能な開発目標」（以下「SDGs<sup>5</sup>」という。）に掲げる社会課題の解決に対して最大限の貢献をしていくことを目指すことをスポーツ国際戦略の目標としたい。

### (4) スポーツ国際戦略のビジョンと国連のSDGsとの関係

スポーツ国際戦略の下で行われるスポーツ国際展開において、国連のSDGsとの関係では、そもそもスポーツの実施を通じて期待される、SDGs・ゴール3「健康増進」やゴール4「質の高い教育」への貢献が想定される。それらに加えて、スポーツ国際展開の諸活動を通じて、他分野との連携を果たすことで、ゴール1「貧困対策」、ゴール2「飢餓対策」、ゴール5「ジェンダー平等」、ゴール8「持続可能な経済発展」、ゴール9「産業と革新」、ゴール10「不平等の縮小」、ゴール11「持続可能な都市や共同体づくり」及びゴール16「平和と公正」に貢献していくことを想定している。

また、スポーツ国際戦略に基づく様々なネットワーク構築とそれを生かしたスポーツを通じたSDGsへの貢献活動はゴール17「パートナーシップ」に該当すると考えている。なお、スポーツに関する諸活動の中においては、各関係者が、ゴール6「きれいな水」、ゴール7「クリーンなエネルギー」、ゴール12「責任ある消費と生産」、ゴール13「環境保護」、ゴール14「水の下での豊かさ」及びゴール15「陸の豊かさ」に配慮した活動を行うことが求められる。

以上のような形で、スポーツ国際戦略の諸活動が国連のSDGsの達成に向けた貢献を行うように配慮することが求められる。

---

<sup>2</sup> International Olympic Committee ; 国際オリンピック委員会

<sup>3</sup> 2017年12月にIOCにより発表されたレガシー報告フレームワーク。レガシーの特定、分析、評価等を行うための枠組みで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会から適用される予定。

<sup>4</sup> 第2期スポーツ基本計画は、2017年度～2021年度の5か年計画。

<sup>5</sup> Sustainable Development Goals ; 国連の持続可能な開発目標。2016年から2030年までの国際社会共通の目標。

### 3. スポーツ国際戦略のミッション

スポーツ基本法においては、スポーツの振興を通じて、①国際的な地位の向上、②国際相互理解の増進及び③国際平和への貢献等を図ることを目的（＝「国際的な目的」）とするとともに、スポーツを通じた①国民の心身の健全な発達、②健康長寿社会及びバリアフリーの実現等の明るく豊かな国民生活の形成、③地方創生・地域社会の再生への寄与、④経済発展等を通じた活力ある社会の実現及び⑤国際的競技力の向上等を図ることをも目的（＝「国内的な目的」）としている。

その中、上記2. のビジョンを踏まえたスポーツ国際戦略のミッションとしては、スポーツ国際展開の実行において、単に国際的な目的の達成を図るのみならず、国内的な目的の達成にも貢献することである。

そのためにも、①関係団体がそれぞれの活動を行う上で共有すべき「（日本としての）共通のメッセージ」を設けること、②国際スポーツコミュニティへの日本人による積極的な関与を促進すること、③国際的な目的と国内的な目的との効果的な連携・接続を図るためのネットワーク構築を促進すること、④スポーツ国際展開に向けた体制整備と人材育成を推進すること、⑤スポーツ国際展開の効果を他分野へ拡大するための対話枠組みを構築すること、及び⑥限られたリソースを効率的かつ効果的に投入するためのターゲットの明確化を行うことが求められる。

#### 4. スポーツ国際戦略のミッション達成に向けた対策の基本的な方向性

上記のビジョン及びミッションの達成に向けて、本答申では、以下の5つの観点を、具体的な方策を実施する上での基本的な方向性として提案する。

##### (1) スポーツ国際展開における共通のメッセージ・スローガン

国際社会において、今後、日本が打ち出したいメッセージの特定化を行い、その言葉を国際的な文脈においても通用するような形にする（例：「SDGs への貢献」）とともに、その言葉が、誰にでもビジョンが理解しやすい端的なスローガン（例：「Sport for Tomorrow」等）となっていることが必要である。そのスローガンの下で、それぞれの関係団体の活動が「チームジャパン」として一体感が持てるメッセージとなる工夫が必要である。

また、アスリート等の発信力のある人物が、関係機関の海外拠点や海外展開に関する事業の現場においてメッセージを発信するような仕組みの検討も考えられる。

##### (2) 国際スポーツ界への積極的な参画とそれを促進・支援する仕組み

国際的な動向を把握し国内に還元するためにも、また我が国の好事例を世界に共有し、国際的プレゼンスを向上させるためにも、様々な段階でのスポーツの国際会議等の国際コミュニティに積極的に参画し、又はそのような場面を自ら開催して、国際的なスポーツ政策の策定に貢献していく必要がある。

その一環で、戦略的かつ中長期的な視野で、ユネスコ等のスポーツの国際コミュニティにおいて有力なポストを獲得するとともに、IOC や国際パラリンピック委員会（以下「IPC<sup>6</sup>」という。）等の統括団体を含めた国際競技団体等に日本人役員・スタッフをより多く派遣することで、国際スポーツ界の意思決定に積極的に参画する必要がある。

そのためには、スポーツ団体等における国際人材の戦略的かつ計画的な育成を行っていく必要がある。

また、スポーツに関する国際会議（スポーツ大臣会合等）や大規模な国際競技大会等の招致や開催支援を戦略的に行い、他分野にその開催効果が波及するような工夫を行うことも重要である。

##### (3) 国内外のネットワークの構築

スポーツに関係する中央省庁・地方公共団体・スポーツ関係団体・大学や学会・民間企業等のネットワークを構築し、それぞれの活動について相互に情報共有し連携することで、限られたリソースの中で、効率的かつ効果的な業務遂行を図ることができる。

加えて、国がイニシアティブを取って、スポーツに関する国際機関や諸外国のスポーツ担当省庁等とのネットワークを構築し、国際的動向について把握・展開する必要がある。

また、我が国はこれまで多くの国とスポーツに係る二国間覚書を締結してきたが、今後はより一層計画的・戦略的に締結することが必要である。

---

<sup>6</sup> International Paralympic Committee ; 国際パラリンピック委員会。

#### (4) スポーツ国際展開のための体制整備と人材育成

現在、国内関係機関では、スポーツ国際展開に対応できる体制が十分に整っていない上に、国としてもスポーツに関する海外拠点が少ない状況である。

その状況下において、限られたリソースの中で効率的かつ効果的にスポーツ国際展開を推進するためには、スポーツ国際展開に関係する機関の既存の枠組みや海外拠点等のリソースを活用して、スポーツの国際動向や好事例を国内の諸施策に反映したり、国内の好事例を国際的に展開したりするための環境整備（\*海外拠点の整備や情報収集・共有のプラットフォーム等）が必要である。

加えて、大学等と連携しつつ、中長期的な視野で計画的かつ意識的にスポーツに係る国際的業務に対応できる人材を発掘及び育成していくことも重要である。

#### (5) スポーツ国際展開の効果の他分野への拡大に向けた対話枠組み

スポーツ国際展開の効果を、社会発展・開発、経済活性化又は地域振興等の多様な分野に拡大するような仕組みを意識的に設定するとともに、そのための関係者の特定と具体的なプロジェクト形成に向けた対話枠組みを構築する必要がある。

その際、デジタル事業の活用を含む事業の多様性や持続可能性を確保するとともに効果的な実施を図る観点から、民間活力との早期からの連携が必要である。

また、スポーツは、今後の産業振興及び地域振興に資するコンテンツを有している。この点に着目したスポーツ産業の国際展開を推進することが必要であり、この点において、スポーツ基本計画及び未来投資戦略等で掲げられているとおり、スポーツの成長産業化を促進するため、スポーツ産業のインバウンド及びアウトバウンドの両面で、スポーツ国際展開が貢献できるものが多々ある。そのためにも、スポーツに関する情報提供をはじめとして、民間企業の参画を促すような基盤作り、関係者間のネットワーク及び定期的な対話枠組みの構築が必要である。

## 5. 具体的な施策に関する提言

今後、スポーツ国際展開をするための具体的方策を実施する上では、それぞれの関係者が行動計画を定めて具体的に行動することが必要である。

その際、以下のとおり、上記4. の5つの基本的な方向性に基づき、①行動計画作りに向けた枠組み、②共通のメッセージ・スローガンの設定、③国際競技大会等の戦略的な招致、④国際スポーツコミュニティへの積極的な参画、⑤現地のニーズ把握と関係者との対話枠組み及びネットワークの構築、⑥事業の継続性の確保、⑦スポーツの成長産業化への貢献、⑧地域振興への貢献、⑨計画的な人材発掘及び育成、⑩スポーツ国際展開の基盤の整備、⑪指標作り・評価活動を含む評価枠組みの設定等の観点に即して、具体的な施策を作成する必要がある。

### 【共通のメッセージ等】

#### (1) 関係機関による行動計画作りに向けた枠組み

スポーツ国際戦略を具体的な活動に展開するためには、スポーツ庁をはじめ各関係機関による行動計画の策定が必要である。その際、具体的な行動計画策定においては、限られたリソースの効率的かつ効果的な活用を勘案し、具体的な施策において、相手国の情勢を鑑み、ターゲットとする期間の設定並びにプライオリティを置くべき地域や国等の設定を行う必要がある。また、二国間関係等の外交上の観点からも、戦略的な連携のために、関係機関と協議を行う必要がある。

なお、プライオリティを置くべき地域や国等の設定については、緩やかなものであり、プライオリティから漏れる他の地域又は国に関する取組を否定するものではなく、国内スポーツ関係機関の繋がり等、他地域での取組も引き続き推進していく。

#### (具体的な施策の提言)

① スポーツ庁は、スポーツ国際戦略に基づき、スポーツの国際展開に係る施策のターゲットとする期間を、短期的には2021年(=第2期スポーツ基本計画の終了年)におき、長期的には2030年(=国連のSDGsの達成年)におくこと。その際、2021年度を第2期スポーツ基本計画に基づくスポーツ国際戦略中の施策の評価及び見直しのための期間とし、その成果を踏まえて、2022年度以降の活動促進に役立てること。

② スポーツ庁は、スポーツ国際戦略に基づき、スポーツ国際展開に係る施策のプライオリティを置くべき主な地域又は国として、取組の対象ごとにパートナー地域又はパートナー国を以下のように設定すること。

ア：ハイパフォーマンス、スポーツのインテグリティの確保に関する取組

ハイパフォーマンス、スポーツインテグリティに関し先進的な国々、また大臣会合等の対話枠組みを持ち、今後、連携・協力を促進していく国々をターゲットとする。(例：欧州地域、アジア地域、オセアニア地域等)

イ：草の根スポーツ交流（学校スポーツ交流を含む）に関する取組

大臣会合等の対話枠組みを持ち、今後、連携・協力を促進していく国々及び政府全体として外交上重視し、協力関係を強化している国々を中心にターゲットとする。（例：欧州地域、中東地域、アジア地域等）

ウ：スポーツの成長産業化に関する取組

大臣会合等の対話枠組みを持ち、今後、連携・協力を促進していく国々をターゲットとする。（例：アジア地域等）

エ：スポーツを通じた開発に関する取組

開発分野において、協力関係を推進すべき国々をターゲットとする。（例：アジア地域、アフリカ地域等）

オ：オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承に関する取組

近年の夏季・冬季オリンピック・パラリンピック競技大会開催国及び開催予定の国々をターゲットとする。

③ スポーツ庁は、スポーツ国際戦略が策定された後、直ちに行動計画を策定すること。

また、「スポーツ国際戦略連絡会議」を定期的開催し、関係機関と具体的な行動の進め方に関する対話を継続すること。なお、同会議の下に、必要に応じワーキンググループ（以下「WG」）を設置し、テーマ別に検討を行うこと。

（2）共通のメッセージ・スローガンの設定

スポーツ国際展開の具体的な活動においては、今後、日本が打ち出したいメッセージを国際的にも通用する形で、誰にでもビジョンが理解しやすい分かりやすい端的な言葉で、それぞれの活動において共通のメッセージとなるような工夫（例：共通のスローガン・キャッチコピー等）とすることが必要である。

（具体的な施策の提言）

① スポーツ庁は、スポーツ国際戦略に基づき、関係機関と連携して、今後、将来に向かって我が国が打ち出したいメッセージのコンセプトとして、以下のものが含まれているように設定すること。

\* コンセプト：（必須のキーワード）スポーツ。（運動）ムーブメント、イニシアティブ。（ビジョン）持続可能、SDGs、多様性、クリーン・フェア。（拡大）次世代、未来、明日、継承。レガシー。（社会改善）貢献、改善、改革。

## 【国際スポーツ界への積極的な参画等】

### (3) 国際競技大会及び国際会議の戦略的な招致・開催支援

国際的な動向を把握し国内に還元する観点から、我が国の好事例を世界に共有し、国際的プレゼンスを向上させるためには、自らスポーツ MICE<sup>7</sup>、すなわちスポーツに関する国際競技大会や国際会議等を戦略的に招致・開催し、国際的なスポーツ政策の策定に自ら関与する場を設定していく必要がある。

このため、スポーツ MICE の招致や開催支援を戦略的に行い、2020 年東京大会のホストタウンの取組に代表されるように、他分野にその開催効果が波及するような工夫を行うことが必要である。

#### (具体的な施策の提言)

- ① スポーツ庁は、日本オリンピック委員会（以下、「JOC<sup>8</sup>」という。）、日本障がい者スポーツ協会/日本パラリンピック委員会（以下、「JPSA<sup>9</sup>/JPC<sup>10</sup>」という。）、日本スポーツ振興センター（以下、「JSC<sup>11</sup>」という。）及び日本スポーツ協会等の関係機関と連携しつつ、総合型・競技別・テーマ別の幅広いスポーツ MICE の招致や開催支援、国際競技大会の招致及び開催支援に資するよう、国際交流状況等調査を活用して情報の整理を行い、毎年、国際スポーツイベントカレンダーとして作成及び関係機関間で共有すること。その上で、招致を行う目標の設定とそれに基づいた戦略的な招致活動支援及び各 NF<sup>12</sup>等が国際大会を招致・開催する際に必要な準備をまとめたガイドライン等の在り方について、WG において検討を開始すること。
- ② スポーツ庁は、ユネスコと調整しつつ、ユネスコの次回の MINEPS の招致の是非を検討すること。
- ③ スポーツ庁は、ASEAN 諸国及び ASEAN 事務局等と連携し、日 ASEAN スポーツ大臣会合（奇数年に 1 度）を継続的に実施すること。
- ④ スポーツ庁は、中華人民共和国及び大韓民国と連携し、日中韓スポーツ大臣会合（偶数年に 1 度）を継続的に実施すること。
- ⑤ スポーツ庁は、上記③及び④以外の地域（例：大洋州・南西アジア等）とのスポーツ大臣会合の在り方を検討すること。

<sup>7</sup> MICE とは、観光庁の定義によると、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

<sup>8</sup> Japanese Olympic Committee

<sup>9</sup> Japanese Para-Sports Association

<sup>10</sup> Japanese Paralympic Committee

<sup>11</sup> Japan Sport Council

<sup>12</sup> National Federation；国内競技団体、各競技について国内において統括する団体の総称。

#### (4) 国際スポーツコミュニティへの積極的な参画

上記(3)と併せて、我が国が、様々な分野又は段階で、国際スポーツコミュニティに積極的に参画し、国際的なスポーツ政策の策定又は意思決定に自ら関わっていくことが必要である。このため、国際競技連盟(以下、「IF<sup>13</sup>」という。)、IOC、IPC、世界ドーピング防止機構(以下、「WADA<sup>14</sup>」という。)等の国際スポーツ関係機関への役員派遣やスタッフ派遣の促進を図るのみならず、そこで得た情報や知見を国内の関係者に対して共有を図ることが必要である。また、アジアに焦点を当てて、AF<sup>15</sup>やOCA<sup>16</sup>等への役員やスタッフ派遣の促進も進める必要がある。その際、国際スポーツコミュニティにおけるジェンダー平等に向けた動向に着目し、戦略的に女性の役員・スタッフ候補者の育成及び役員選挙の支援等を行うことも検討すべきである。

#### (具体的な施策の提言)

- ① スポーツ庁は、第2期スポーツ基本計画に掲げる目標の達成を目指して、日本人のIF役員ポスト(=IOC・IPC・IF等に35名)の獲得に向けた各NFの取組の支援を行うこと。
- ② スポーツ庁は、2021年以降においても、ユネスコの「体育・スポーツ政府間委員会」(通称「CIGEPS」)のメンバー国としてのポストを継続し、国際的なスポーツ政策の意思決定の場面で発言権を維持すること。
- ③ スポーツ庁は、JOC及びJPSA/JPCと連携して、IF役員等の拡充、再任支援、後継者育成支援及びIF会長等ポストへの昇進等に関して、NFとの相談活動を実施すること。
- ④ スポーツ庁は、JOC、JPSA/JPC、JADA及びJSCと連携して、IOC、IPC及びWADA等の有力なスポーツ統括団体における日本人の役員及びスタッフのポスト獲得に関し、WGにおいて検討を開始すること。

#### 【国内外のネットワークの構築】

#### (5) スポーツ国際展開の事業対象者のニーズ把握と協働及びネットワーク構築

スポーツ国際展開の効果的な事業実施のためには、海外の現地関係者や地方公共団体関係者等を含めたスポーツ国際展開における事業対象者のニーズ把握、スポーツ国際戦略の関係者・団体の持っているリソースとのマッチング、及び現地コミュニティやNGOや現地の日系法人・企業等との協働が必要であり、そのための対話枠組みの構築が必要である。

また、海外の現地関係者と直接的なコネクションや現地情報を持っている大学関係者との連携も必要である。そのためにも、政府機関・独立行政法人・スポーツ関係団体・地方公共団体のほかに、国連諸機関、民間企業、NGO、大学、学会等の多様な関係機関との連携とネットワークを構築することが必要である。

<sup>13</sup> International Federation；国際競技連盟、各競技について国際的に統括する団体の総称。

<sup>14</sup> World Anti-Doping Agency；世界ドーピング防止機構。

<sup>15</sup> Asian Federation；アジア地域競技連盟

<sup>16</sup> Olympic Council of Asia；アジアオリンピック評議会

(具体的な施策の提言)

- ① スポーツ庁は、関係機関と連携して、既存ネットワーク（例：外務省、国際 NGO、JSC が有するネットワーク等）を活用し、スポーツ国際展開のプライオリティを置くパートナー国との対話を実施すること。
- ② スポーツ庁は、日中韓スポーツ大臣会合や日 ASEAN スポーツ大臣会合等の各種スポーツ大臣会合及び実務者会合の場面を活用した対話を継続的に実施すること。
- ③ スポーツ庁は、上記 5.（1）②に掲げるターゲット地域の在京大使館とのネットワークを構築し、継続的に対話を実施すること。
- ④ スポーツ庁及び Sport for Tomorrow<sup>17</sup>（以下、「SFT」）コンソーシアム事務局は、SFT コンソーシアムの官民連携ネットワークを活用するとともに、国際 NGO・NPO との連携を促進すること。
- ⑤ スポーツ庁は、スポーツ国際戦略連絡会議（中央レベルのネットワーク）を主催し、継続的に中央レベルの対話を実施すること。
- ⑥ スポーツ庁は、JICA と連携し、JICA の青年海外協力隊又はシニアボランティアの経験者による各種同窓会組織と在京大使館を含む関係組織とのスポーツに関するネットワーク構築を支援すること。
- ⑦ スポーツ庁は、JOC・JPSA/JPC と連携し、IOC のオリンピック・ソリダリティや IPC のアギトス財団の動きとの連携を図ること。

(6) 事業の継続性・多様性の確保と民間活力との連携

スポーツ国際展開を通じて、我が国の国際的プレゼンスを維持しつつ信頼性を失わないためには、事業の継続性に配慮することが不可欠である。

そのためには、官の力だけでは限界があり、民の活力を活用して官民が連携した事業の持続性の確保に向けた連携が不可欠であり、そのためにも、スポーツ国際展開の価値を他分野にも拡大し、民間企業等の関与を促すようなインセンティブの設定とビジネスモデルを構築することが必要である。

(具体的な施策の提言)

- ① スポーツ庁は、スポーツを通じた様々な社会課題の解決に向けて、官民が連携したプロジェクトとして、2030 年をターゲットイヤーとした「スポーツと SDGs との密接な関連付け」を行うためのプロジェクトを計画し実行すること。
- ② スポーツ庁は、JSC 等の関係機関と連携し、2021 年以降のポスト SFT の在り方に関し、WG において検討を開始すること。
- ③ スポーツ庁は、ユネスコ及び関係国と連携し、ユネスコに、スポーツを通じた SDGs の達成に向けた信託基金の創設についての是非及び可否を検討すること。

---

<sup>17</sup> Sport for Tomorrow；東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年までに、官民連携のもと、開発途上国を中心とした 100 カ国・1000 万人以上を対象に推進されるスポーツ国際貢献事業。コンソーシアム会員は、スポーツ関連団体、NGO/NPO、地方公共団体及び民間企業等から構成される。

## 【スポーツ国際展開の効果の他分野への拡大等】

### （7）スポーツ国際展開によるスポーツの成長産業化への貢献

スポーツ国際展開は、スポーツ関連産業（健康産業をも含めた広義のもの）のインバウンド及びアウトバウンドの両面で、スポーツの成長産業化に向けて貢献できる部分が多々ある。

そのためにも、スポーツに関する情報提供をはじめとして、民間企業のスポーツビジネスへの参画を促すような基盤作り、国内外の官民の関係者間のネットワーク及び定期的な対話枠組みの構築が必要である。

#### （具体的な施策の提言）

- ① スポーツ庁は、我が国独自の強みを生かしたスポーツコンテンツ（学校体育、運動部活動、運動会、プロスポーツリーグ等）の海外展開を促進するため、経済産業省、日本貿易振興機構及び JSC と連携し、スポーツとスポーツ産業のインバウンド及びアウトバウンドを促進するための 4 者連携の枠組みを創設すること。
- ② 上記 4 者は、スポーツとスポーツ産業のインバウンド及びアウトバウンドの促進に向けて連携したプログラムを実施すること。

### （8）スポーツ国際展開による地域振興への貢献

スポーツは、今後の地域振興に資するコンテンツを有している。このため、スポーツコミッションを中心に、「スポーツを活用したまちづくり」や「スポーツによる地域振興戦略」を検討する際、スポーツの国際展開の視点を加えることで、地方のスポーツ産業の海外へのアウトバウンドを促進できることに加え、我が国のスポーツツーリズムの魅力に関する海外での PR を通じて、地方のインバウンド増加に貢献できる。

そのためにも、国際競技大会等の PR 場面の情報、スポーツ分野における諸外国のニーズや国民の関心事項及びスポーツ産業の国際展開に関するグッドプラクティスの共有等を通じて、国内全域のスポーツ産業が国際展開に参画できるような支援、国内外の関係者間のネットワークの構築が必要である。

#### （具体的な施策の提言）

- ① スポーツ庁は、JSC をはじめ関係団体等と連携し、関係団体等が有するネットワークを活用した地方公共団体に対するスポーツ関連情報の提供及びグッドプラクティスの共有の取組を促進することで、地方公共団体における国際交流事業の活性化を支援すること。
- ② スポーツ庁は、スポーツツーリズムの振興を通じたインバウンド促進のための関係機関との連携枠組みの創設及び各種スポーツ大臣会合等の対話枠組みを活用したパートナー国等との連携を行うこと。
- ③ スポーツ庁は、他省庁と連携して、ホストタウン事業のレガシーとしてのポストホストタウンの枠組みの構築に向けた検討を行うこと。

## 【スポーツ国際展開のための体制整備と人材育成】

### (9) 中長期での計画的な人材発掘及び育成の推進

スポーツ国際戦略の海外で行う活動においては、国際スポーツ界において活躍できるようなスポーツ国際人材の計画的な育成が必要であるとともに、事業対象となる人々の人材育成の仕組み作りを意識した活動が必要である。そのためには、大学院等における人材育成に加えて、国内の国際経験を有する人材に対してスポーツ国際人材となるような再トレーニングの可能性についても検討する必要がある。なお、人材育成の際には、語学能力やスポーツの知識のみならず、マネジメント能力や医・科学的知識等も必要であることに留意する必要がある。

#### (具体的な施策の提言)

- ① スポーツ庁及び JSC 等の関係機関は、IF 等の役員候補となりうる国際人のためのより高度な育成プログラムを開発し、その実施に向けた検討を行うこと。
- ② スポーツ庁は、アスリートのデュアルキャリア教育プログラムと連携し、国際人の養成に関するプログラムを実施するよう調整すること。
- ③ スポーツ庁は、大学等の関係機関と連携し、国際スポーツアカデミーとの連携に関する検討を行うこと。
- ④ スポーツ庁は、既存の制度を参考に、国際スポーツ機関への邦人の派遣スキームに関する検討を行うこと。

### (10) 関係機関の具体的活動の支援に向けたスポーツ国際戦略の体制整備

スポーツ国際戦略の諸活動を支えるため、ソフト（研究活動や広報活動）及びハード（国際展開のための拠点整備）両面の基盤整備が必要である。特に、スポーツ国際展開を効果的に進めるための広報活動及び海外拠点が必要である。

#### (具体的な施策の提言)

- ① スポーツ庁は、スポーツ国際戦略の基盤として、スポーツ国際戦略連絡会議による関係機関間のネットワークと連携の枠組みを継続すること。
- ② スポーツ庁は、JSC 及び関係機関と連携し、JSC の海外拠点の在り方に関し、WG において検討を開始すること。
- ③ スポーツ庁は、JSC と連携し、諸外国のスポーツ国際戦略に係るグッドプラクティスを研究し、その成果を我が国の今後の施策に役立てること。
- ④ スポーツ庁は、関係機関と連携し、様々な国連等の記念日（例：4月6日は国連の「開発と平和のため国際スポーツデー」等）を活用して、スポーツの国際展開に関する広報活動を支援すること。特に、スポーツを通じた国連の SDGs への貢献に関する活動について、社会的ムーブメント作りを行うこと。

(11) 「指標作り・評価活動を含むモニタリングと成果評価の枠組みの構築」:

スポーツ国際展開の活動において、当該活動がビジョンの達成にどのくらい効果があったのかについて、その成果をモニタリングし、評価するための指標作りや評価活動のための枠組みの構築が必要である。また、スポーツ国際展開全体の活動の成果を評価し、次の改善に生かすためにも、エビデンスベースでの検討ができるよう、政策レベルでの指標の開発と評価の枠組みを検討することが必要である。

(具体的な施策の提言)

- ① スポーツ庁は、KPI<sup>18</sup>等、スポーツ国際展開に係る活動に関する評価基準について考察すること。また、個々の活動について、社会的提言を行う観点からスポーツ国際戦略の効果測定を行うための指標作りを行うこと。さらに、個々の活動に関するPCM<sup>19</sup>手法やPDM<sup>20</sup>の在り方を検討するとともに評価基準について考察すること。

(以上)

---

<sup>18</sup> Key Performance Indicator；主要業績評価指標

<sup>19</sup> Project Cycle Management；開発援助プロジェクトの計画・実施・評価という一連のサイクルを「プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)」と呼ばれるプロジェクト概要表を用いて管理運営する方法

<sup>20</sup> Project Design Matrix；プロジェクトの主な構成要素とその倫理構成をひとつの表にまとめたプロジェクト計画の概要表。

## スポーツ国際戦略部会の審議経過

○第1回（平成29年10月4日）

- ・スポーツを通じた国際交流等の現状と課題について議論

○第2回（平成29年11月29日）

- ・第1回部会を踏まえた議論

○第3回（平成30年1月29日）

- ・中間まとめ骨子提示

○中間まとめ スポーツ国際戦略部会委員へ提示（平成30年3月12日）

○第4回（平成30年2月26日）

- ・中間まとめを踏まえ、より具体的な政策について議論

○第5回（平成30年5月9日）

- ・中間まとめを踏まえ、より具体的な政策について議論

○第6回（平成30年6月27日）

- ・スポーツ国際戦略について（答申）（案）について議論

(参考2)

## 第2期スポーツ審議会総会委員名簿

◎は会長、○は会長代理

- 泉 正文 公益財団法人日本スポーツ協会副会長兼専務理事
- 宇津木 妙子 世界野球ソフトボール連盟理事、公益財団法人日本ソフトボール協会副会長
- 大日方 邦子 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長、日本パラリンピック委員会運営委員会委員、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会理事
- 河合 純一 独立行政法人日本スポーツ振興センターハイパフォーマンスセンターハイパフォーマンス戦略部開発課主任専門職、ナショナルトレーニングセンター副センター長、一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長
- 齋藤 泰雄 公益財団法人日本オリンピック委員会副会長
- 境田 正樹 東京大学理事、弁護士、公益財団法人日本バスケットボール協会理事、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ理事
- 迫本 淳一 松竹株式会社代表取締役社長、全日本学生ハンドボール連盟会長
- 佐藤 満 専修大学経営学部教授
- 庄野 菜穂子 ライフスタイル医科学研究所所長、西九州大学健康福祉学部教授、公益社団法人日本医師会健康スポーツ医学委員会委員
- 鈴木 秀典 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長、日本医科大学大学院教授
- 高橋 尚子 公益財団法人日本陸上競技連盟理事、公益財団法人日本オリンピック委員会理事、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会アスリート委員会委員長、スポーツキャスター、JICA オフィシャルサポーター
- 高橋 はるみ 北海道知事
- 田嶋 幸三 公益財団法人日本サッカー協会会長、国際サッカー連盟理事、公益財団法人日本オリンピック委員会常務理事
- 田邊 陽子 日本大学法学部准教授
- 友添 秀則 早稲田大学スポーツ科学学術院教授
- 中原 俊也 JXTG エネルギー株式会社取締役常務執行役員、一般社団法人日本経済団体連合会オリンピック・パラリンピック等推進委員会企画部会長
- 藤田 弘美 福岡県豊前市立角田中学校校長
- ◎山脇 康 日本郵船株式会社アドバイザー、国際パラリンピック委員会理事、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会理事、日本パラリンピック委員会委員長
- 結城 和香子 読売新聞編集委員
- 渡邊 一利 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長

※五十音順、敬称略。

## スポーツ審議会 スポーツ国際戦略部会 委員名簿

秋元克広	北海道札幌市長
有森裕子	株式会社ライツ特別顧問 公益財団法人日本陸上競技連盟理事 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本理事長
大塚眞一郎	国際トライアスロン連合副会長 公益社団法人日本トライアスロン連合専務理事 公益財団法人日本オリンピック委員会理事
小野寺晴美	公益財団法人日本体育協会スポーツ推進部国際課 課長
大日方邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長
齋藤麻美	I M G グローバルパートナーシップス&オリンピックス ディレクター
○ 境田正樹	東京大学理事、弁護士
篠原一洋	福岡県人づくり・県民生活部副理事
清水諭	筑波大学副学長
鈴木規子	独立行政法人国際協力機構理事
◎ 田邊陽子	日本大学法学部准教授
長ヶ原誠	神戸大大学院人間発達環境学研究科教授 一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ 2021 組織委員会評議員
野口直良	独立行政法人日本貿易振興機構理事
原田宗彦	早稲田大学スポーツ科学学術院教授 一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構代表理事 公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会業務執行理事・副会長
前原正浩	国際卓球連盟副会長 公益財団法人日本卓球協会副会長
宮嶋泰子	株式会社テレビ朝日スポーツ局スポーツコメンテーター
安岡由恵	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会強化部国際課長
山下修作	株式会社 Jリーグマーケティング専務執行役員
来田享子	中京大学スポーツ科学部教授
和久貴洋	独立行政法人日本スポーツ振興センター情報・国際部 部長

※五十音順、敬称略、役職は平成29年10月4日現在。

※下線はスポーツ審議会の総会委員。

※◎は部会長、○は部会長代理。